

神勞発雇均0806第1号
平成30年8月6日

各団体の長 殿

神 奈 川 労 働 局 長
(公印省略)

「働き方改革関連法」の公布及び「神奈川働き方改革推進支援センター」の
開設等について(周知方御依頼)

「働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律」(平成30年法律第71号。以下「働き方改革関連法」という。)が成立し、去る7月6日公布されました。

神奈川労働局では、働き方改革関連法の概要について、中小企業・小規模事業者を含む地域の事業主の皆さまに広く、かつ、速やかに知っていただきたいと考えております。

また、中小企業・小規模事業者が働き方改革に取り組む際の課題を解決するための支援を行う「神奈川働き方改革推進支援センター」を、7月2日に開設しました。

同センターは、36協定の締結の仕方、就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用など、中小企業等が「働き方改革」に取り組むに当たっての労務管理等に関する様々な相談に総合的に対応し、支援を行います。

つきましては、貴団体におかれましても、本件について、以下の資料により傘下企業への周知に御協力をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

- 1 「働き方」が変わります！(別添資料1)
- 2 「働き方改革」の概要～一億総活躍社会の実現に向けて～(別添資料2)
- 3 「神奈川働き方改革推進支援センター」の御案内(別添資料3)
- 4 『働き方改革』に取り組む中小企業・小規模事業者の皆様を支援します！！
神奈川働き方改革推進支援センター(別添資料4)

資料につきましては、神奈川労働局ホームページ

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudouki_jun_keiyaku/hourei_seido/120141.html

からダウンロードが可能です。印刷物が必要な場合は、下記担当まで御連絡ください。

なお、貴団体で発行している広報誌等に情報を掲載していただける場合は別添の広報文例を参考にしていただければ幸いです。文例の電子データについては下記メールアドレスまで御連絡いただければ送信いたします。

神奈川労働局雇用環境・均等部指導課(担当:内田)
企画課(担当:奥町)

〒231-8434

横浜市中区北仲通5-57横浜第二合同庁舎13階

(指導課) TEL 045-211-7380 FAX 045-211-7381

(企画課) TEL 045-211-7357 FAX 045-212-4312

(e-mail) 14roudou@mhlw.go.jp

(参考)

(働き方改革関連法 広報文例1)

働き方改革関連法が成立・公布されました

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

○ポイント1 施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限規制が導入されます！

時間外労働の上限について、月45時間、年360時間を原則とし、臨時的な特別な事情がある場合でも年720時間、単月100時間未満(休日労働含む)、複数月平均80時間(休日労働含む)を限度に設定する必要があります。

○ポイント2 施行:2019年4月1日～
年次有給休暇の確実な取得が必要です！

使用者は10日以上有給休暇が付与される全ての労働者に対し、毎年5日、時季を指定して有給休暇を与える必要があります。

○ポイント3 施行:2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されます！

同一企業内において、正規雇用労働者と非正規雇用労働者(パートタイム労働者、有期雇用労働者、派遣労働者)の間で、基本給や賞与などの個々の待遇ごとに不合理な待遇差が禁止されます。

働き方改革関連法の改正内容の詳細、お悩み相談窓口、中小企業支援策については神奈川労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/120141.html

(働き方改革関連法 広報文例 2)

働き方改革関連法が成立・公布されました

～2019年4月1日から働き方改革関連法が順次施行されます～

- 1 施行:2019年4月1日～ ※中小企業は、2020年4月1日～
時間外労働の上限規制が導入されます！
- 2 施行:2019年4月1日～
年次有給休暇の確実な取得が必要です！
- 3 施行:2020年4月1日～ ※中小企業は、2021年4月1日～
正規雇用労働者と非正規雇用労働者の間の不合理な待遇差が禁止されま
す！

働き方改革関連法の改正内容の詳細、お悩み相談窓口、中小企業支援策について
は神奈川労働局ホームページをご覧ください。

https://jsite.mhlw.go.jp/kanagawa-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/roudoukijun_keiyaku/hourei_seido/120141.html

(神奈川働き方改革推進支援センター 広報文例1)

「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します。

～神奈川働き方改革推進支援センターのご案内～

働き方改革を実現するためには、我が国の労働者の7割を使用する中小企業・小規模事業者においてもその趣旨をご理解いただき、その上でしっかり取り組んでいただくことが重要です。また、昨今人手不足感が高まっている中小企業等においては、一層の生産性の向上による企業の変革とともに、職場環境や労働者の待遇の改善などを図ることにより、「魅力ある職場づくり」を進めていくことが必要とされています。

神奈川働き方改革推進支援センターでは、中小企業等の働き方改革の実現に向けた、①長時間労働の是正、②同一労働同一賃金等非正規労働者の処遇改善、③生産性向上による賃金引上げ、④人手不足の解消に向けた雇用管理改善などの取組について、必要な情報やノウハウを**無料**で提供し、ワンストップで支援します。

【神奈川働き方改革推進支援センター】神奈川県中小企業団体中央会受託

○本所

電話番号 045-307-3775

所在地 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 中小企業センター9階

○出張所

電話番号 046-204-6111

所在地 神奈川県海老名市めぐみ町6-2

【専用メール】 hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝日除く。)

▼ ご希望に応じて、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が直接企業に訪問することも可能です。

▼ 出張相談会・セミナーも開催していますのでご活用ください。

(神奈川県働き方改革推進支援センター広報文例2)

「働き方改革」に取り組む事業主の皆様を支援します。
～神奈川県働き方改革推進支援センターのご案内～

就業規則の作成方法、賃金規定の見直し、労働関係助成金の活用などについて、社会保険労務士、中小企業診断士等の専門家が「無料」でご相談に応じます。

【神奈川県働き方改革推進支援センター】神奈川県中小企業団体中央会受託

○本所

電話番号 045-307-3775

所在地 神奈川県横浜市中区尾上町5-80 中小企業センター9階

○出張所

電話番号 046-204-6111

所在地 神奈川県海老名市めぐみ町6-2

【専用メール】 hatarakikata@chuokai-kanagawa.or.jp

【受付時間】 9:00～17:00 (土日祝日除く。)